

第12回 勢田川等水面利用対策協議会



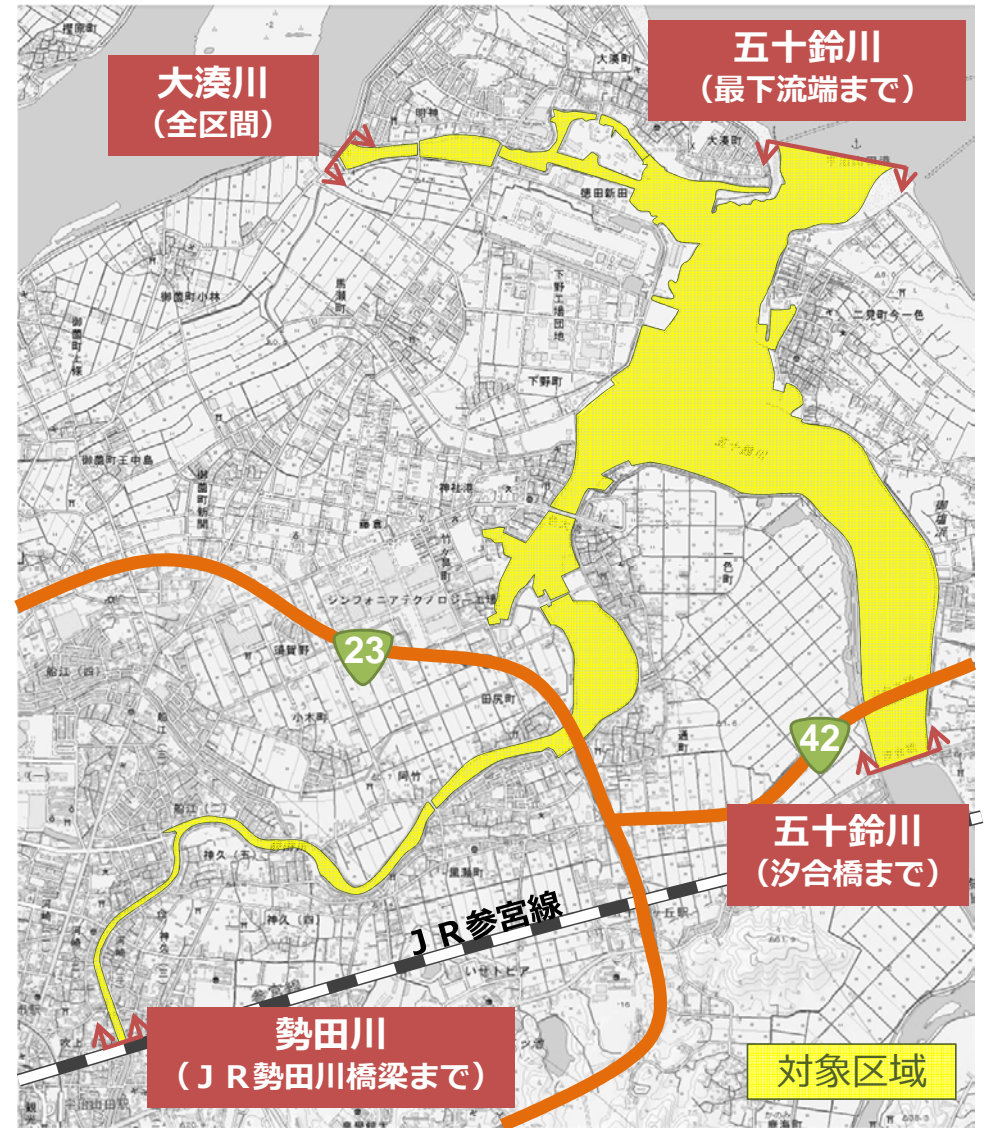
平成30年2月23日

前回までの協議事項 | 協議会の協議事項

▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾・河川)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

▼協議会対象区域



五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設

前回までの協議事項 | スケジュール

▼不法係留船の減少

「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（平成31年度中）で解決を目指す。

Ⅰ 係留場所の確保増

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|--|-----|-----|-----|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・現状施設の活用（占用主体は公募による） ・民間マリナーの拡張 ・新規施設の設置 | | | | |

Ⅱ 係留対象船の減

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------------|-----|-------------|-----|-----|
| 是正指導 | | 強制撤去 | | |
| 協議会方針周知（撤去指導） | | 指示書の交付 | | |
| ↓ | | ↓ | | |
| 警告書送付、看板設置 | | 監督処分 | | |
| | | ↓ | | |
| | | 行政代執行 | | |

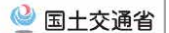
<参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

<内容>

- ・ 10年間で放置艇を解消
- ・ 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための 総合的対策に関する推進計画



□推進計画の概要

- ・ 東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・ 港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・ 国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・ 本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

□推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

□目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

□ロードマップ

- ・ 目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める



▼ 占用主体の決定方法

アンケートの結果、係留船の管理を希望する方が複数いることがわかりました。勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設は、係留船の管理を希望する者が不在であったため、公募を実施しましたが、今後は占用主体の決定をスムーズにできるよう下記のとおりとします。

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査

- ・ 漁協、自治会、周辺の民間マリーナ等に声掛け
- ・ その他関心のある者を把握

※公募に記載の募集条件について説明する

1 者のみの場合は、協議会の承認を経て
その者に占用許可

複数いる場合、又はいない場合は、公募

報告事項 | 係留場所の確保増 船舶係留施設の占用許可

前回の協議会で占用許可申請者候補との調整について報告をした「大湊川北側流路船舶係留施設」は、平成29年3月23日に占用許可し、4月1日より管理を開始しました。

▼「大湊川北側流路船舶係留施設」の概要



- ①施設名 大湊川北側流路船舶係留施設
- ②管理者 伊勢湾漁業協同組合
- ③所在地 三重県伊勢市大湊町地先
- ④占用面積 約458.5㎡
- ⑤収容能力 約15隻
- ⑥占用期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

▼管理開始までの経緯

| 日時 | 実施内容 |
|-----------------|---|
| 平成28年 11月21日 | 第11回勢田川等水面利用対策協議会で占用許可申請者として伊勢湾漁業協同組合を決定。 |
| 平成29年 3月7日 | 伊勢湾漁業協同組合より河川法及び港湾法に基づく占用許可申請。 |
| 3月23日 | 占用許可 |
| 4月1日 | 管理開始 |



当該係留施設の様子（平成29年10月撮影）

報告事項 | 係留場所の確保増 係留が認められる施設



凡 例

| | |
|--|---------------|
| | 活用を開始した箇所 |
| | 現状施設の活用を認める箇所 |
| | 民間事業者を活用する箇所 |

報告事項 | 係留対象船の減 是正指導

▼①啓発チラシの郵送、②警告書の送付及び警告看板の設置

- ・協議会方針を再度周知するため、平成27年の1回目につき、2回目の啓発チラシを平成29年12月に所有者約200名へ郵送しました。
- ・今後、重点的撤去区域内に係留している船舶所有者に警告書を送付し、現地に警告看板を設置します。また、それでも撤去しない船舶所有者には河川法第77条に基づき指示書を交付します。

勢田川等に係留されている船舶の所有者様へ

勢田川等水面利用対策協議会よりお知らせとお願い（重要）

【勢田川等水面利用対策協議会】
国土交通省三重河川国道事務所
三重県、伊勢市、鳥羽海上保安部

現在、勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港には河川法・港湾法の占用許可を受けないまま係留されている船舶（以下「不法係留船」）が多数存在し、津波や高潮の際の被害拡大や水質事故、河川・港湾施設等の損傷等が懸念されています。

東日本大震災における船舶流出による被災状況（宮城県石巻市）（北上川下流河川事務所HPより）

そこで河川管理者である国土交通省、港湾管理者である三重県、地元自治体の伊勢市が中心となって「勢田川等水面利用対策協議会」を平成21年に設立し、不法係留船の対策を進めてまいりました。平成27年2月に開催された第8回協議会では、「5年後には不法係留船をゼロにする」という目標を掲げ、合法的係留場所の確保増と不法係留対象船の減の二つの対策を進め、平成31年度中を目途に不法係留船ゼロを目指しています。

裏面へ続く

不法係留船数の推移

（勢田川・五十鈴川・大湊川と宇治山田港の重複区域）

※取り組みの結果、皆様のご協力のもと、不法係留船は大幅に減少しています。

皆様へのお願い

引き続き宇治山田港内で係留を希望される方は、下記1～8の施設へ所定の手続き後、移動してください。（全て有料。ただし、上記4条件を全て満たした船舶のみ係留可能となります。）

係留が認められる施設

係留が認められる施設は以下のとおりです。これ以外の場所に係留することはできません

| | | |
|----|---------------|-----|
| 1 | ゴードンマリンドレック | 2～5 |
| 2 | マリーナ伊勢 | 6 |
| 3 | 今一色漁地区 | |
| 4 | 神社港(海の駅) | |
| 5 | 一色大橋下流(左岸) | 10 |
| 6 | 勢田川防排水門下流(左岸) | 20 |
| 7 | 秀英工業 | 8 |
| 8 | 大湊川(北側支流) | |
| 9 | 大湊川(五十鈴川合流点) | |
| 10 | 一色町物揚場施設 | |
| 11 | 一色町地先船溜まり | |

【備考】係留可能船数（平成30年11月現在、申請別）

| 協議会スケジュール | | | | | |
|-----------|--------------|------------|--------|------|-------|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 是正指導 | 協議会方針周知（指示書） | 警告書送付、看板設置 | | | |
| 強制撤去 | | | 指示書の交付 | 監督処分 | 行政代執行 |

※9～11は、今後、係留が認められる予定の施設（仮定）です。今後、施設管理者が改定し、管理者が河川法・港湾法の占用許可を受けるまでは、係留が認められる施設ではありません。

協議会では、引き続き不法係留船対策を進めてまいります。皆様のご協力をお願い致します。

※ご不明な点やご質問等は下記へお問い合わせ下さい。

国土交通省三重河川国道事務所河川占用調整課 ☎059（229）2218
三重県伊勢建設事務所 総務・管理室 管理課 ☎0596（27）5202

※ご参考として、廃PRP船手続きのご案内（PRP船リサイクル）を同封いたします。併せて御覧くださいようお願いいたします。

報告事項 | 係留対象船の減 船舶の自主撤去及び係留施設の撤去

▼船舶の自主撤去

勢田川防潮水門下流左岸の占用許可にあたり、係留の意思がない者への撤去指導を行いました。また、大きく傾いた船舶、転覆した船舶を発見したため、所有者を調査し撤去指導を行いました。これらの取り組みにより、自主撤去された船舶が35隻（H28.8からH30.2の集計結果）となりました。



指導前



指導後

勢田川防潮水門下流左岸係留施設の撤去指導



大きく傾いた船舶



転覆した船舶にオイルフェンスを展開

▼船舶の転覆や傾斜→撤去の事例



H29.10.4勢田川右岸1km付近で転覆しかけている船舶を発見。所有者への撤去指導をおこなった。



H29.11.21勢田川左岸1.4km付近で傾いている船舶を発見。所有者への撤去指導をおこなった。



H29.11.6大湊川で漂流している船舶を発見。所有者調査をおこなったが所有者不明のためH30.1.16に引き揚げをおこなった。



H29.10.10所有者によって自主撤去が行われた。なお、係留施設についても撤去指導をおこない、後日撤去予定。



H29.12.12所有者によって自主撤去が行われた。なお、係留施設についても撤去指導をおこなった。



所有者が見つかるまで保管。現地にお知らせ文を貼付して所有者への周知をおこなった。

報告事項 | 規制の方針（港湾）

▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



（港湾法）
第三十七条の十一 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（略）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。



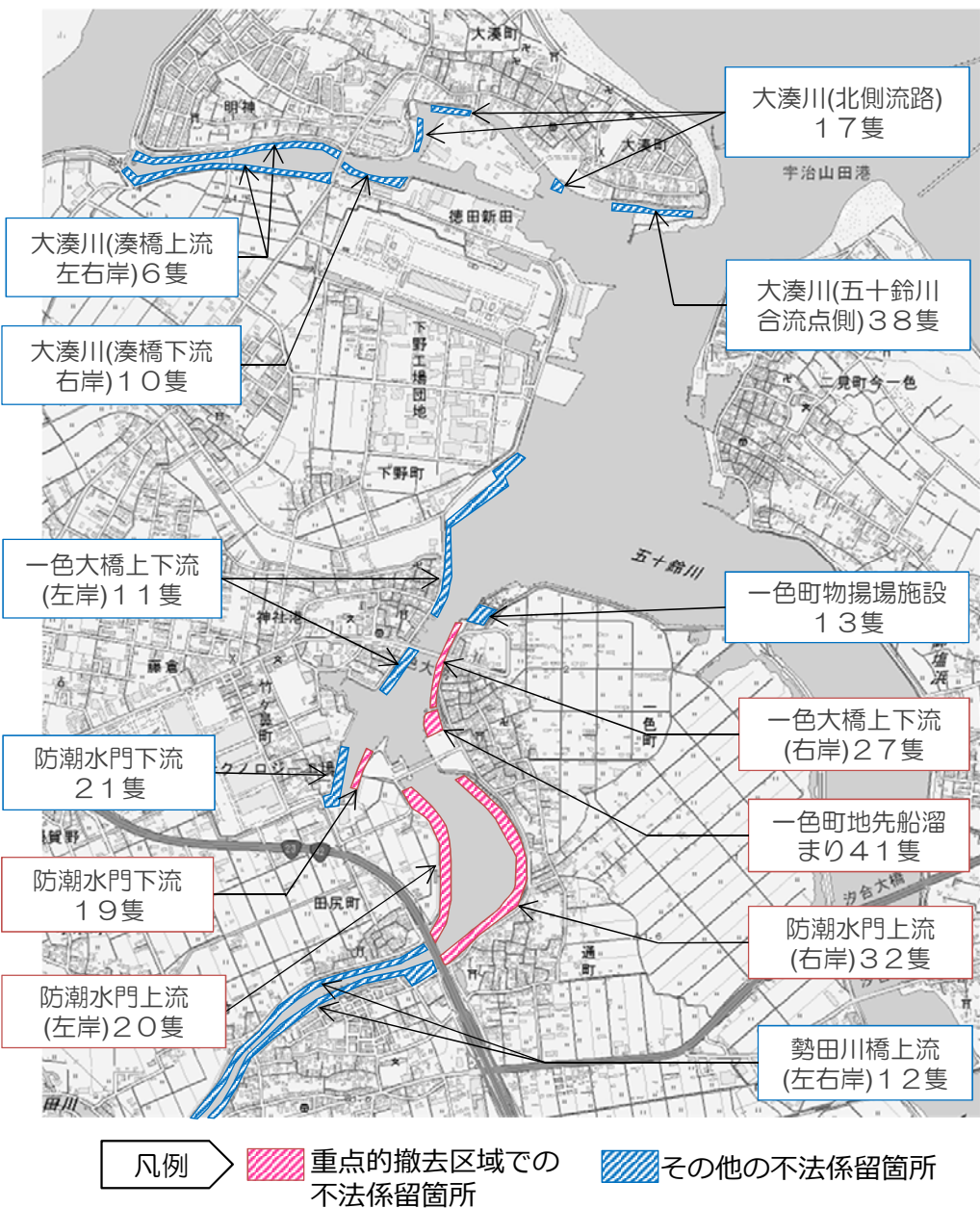
凡例

— 放置等禁止区域に指定済み

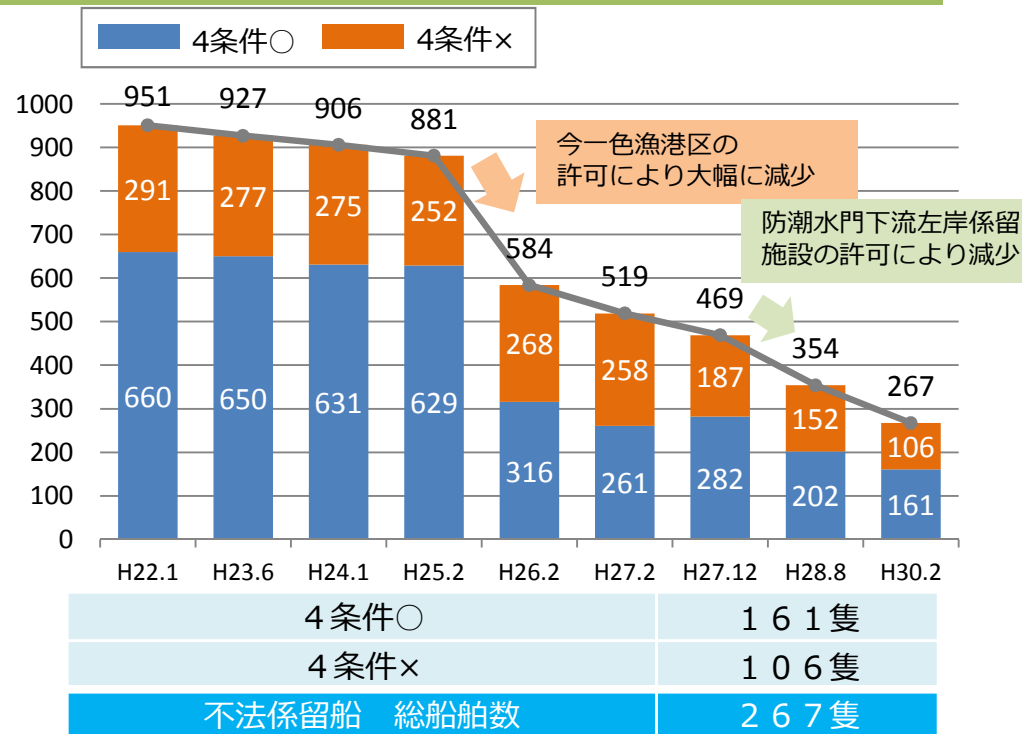
— 放置等禁止区域に指定予定
(H30年度より段階的に指定)

報告事項 | 係留船舶実態調査

▼平成30年2月時点



▼船舶数の変動 (H22~H30)



勢田川不法係留船の減少の状況 (伊勢市一色町地先)



報告事項 | 係留対象船舶数について

▼ 現在の状況（平成30年2月時点）

係留が認められる施設

| | | |
|----------------|------------------|-----|
| 現状施設 | 1.今一色漁港区、大湊川北側流路 | － |
| | 2.一色町物揚場施設 | 30 |
| | 3.一色町地先船溜まり | 50 |
| | 4.防潮水門下流（左岸） | 30 |
| | 5.一色大橋下流（左岸） | 10 |
| | 6.大湊川（五十鈴川合流点） | 40 |
| | 計 | 160 |
| 民間マリーナ （空き） | 7.ゴーリキ | 3 |
| | 8.マリーナ伊勢 | 5 |
| | 9.秀英工業 | 2 |
| | 計 | 10 |
| 合計 | | 170 |

※民間マリーナの空きは、国土交通省三重河川国道事務所の聞き取り（H29.12）による。

係留総船舶数

| | |
|------|------|
| 4条件○ | 161隻 |
| 4条件× | 106隻 |

4条件×の内訳

| 受け皿施設への対象船舶とする4条件 | ×隻数 |
|---|-----|
| ①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など） | 39 |
| ②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。 | 20 |
| ③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。 | 34 |
| ④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。 | 13 |

➔ **170隻 - 161隻 = 9隻分 空きあり**

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の処分等の自主撤去が進むことで、数値が変動する可能性があります。

報告事項 | 広報関係

▼三重河川国道事務所ホームページ

三重河川国道事務所のホームページに協議会の活動を随時掲載しています。



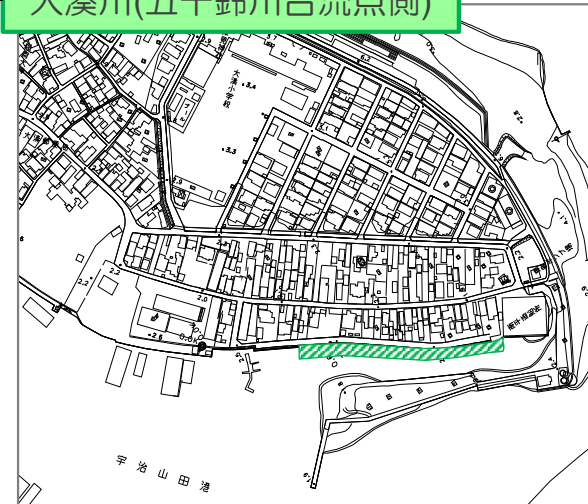
協議・検討事項 | 係留場所の確保増 占用主体の決定に向けて

▼平成29年度に占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

平成29年度に下記の2箇所について占用主体の決定に向けた手続きを進めていきます。



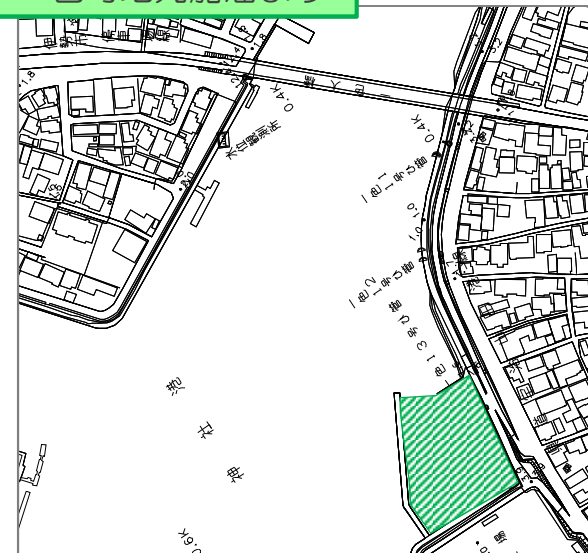
大湊川(五十鈴川合流点側)



船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定




一色町地先船溜まり



船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定



凡例  新たに占用主体を決定する箇所

協議・検討事項 | 係留場所の確保増 占用場所の追加について

▼平成29年度に占用場所の追加に向けて手続きを進める箇所

平成29年度に下記の箇所について係留施設の追加に向けた手続きを進めていきます。

占用許可済みの施設

一色大橋下流左岸船舶係留施設

勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設

追加予定箇所

勢田川(防潮水門下流左岸)



占用箇所の追加を予定

【管理予定法人】
特定非営利活動法人
神社みなとまち再生グループ



凡例

占用許可済みの箇所

占用場所を追加する箇所

協議・検討事項 | 係留対象船の減 所有者不明船の撤去

▼所有者不明船の撤去

重点的撤去区域より上流に係留している船舶の所有者について調査した結果、所有者が判明したことや撤去されたことにより、所有者不明船は**81隻**（平成27年12月時点）から**34隻**（平成30年2月時点）となりました。

引き続き所有者の調査を行った上で、所有者不明船は公告などの手続きを経て、強制撤去を行う予定です。

※平成30年2月時点の船舶数であり、所有者判明や撤去確認などにより数の変動が生じる場合があります。

▼強制的な撤去措置の事例



①警告文の貼付



②公告文の掲示



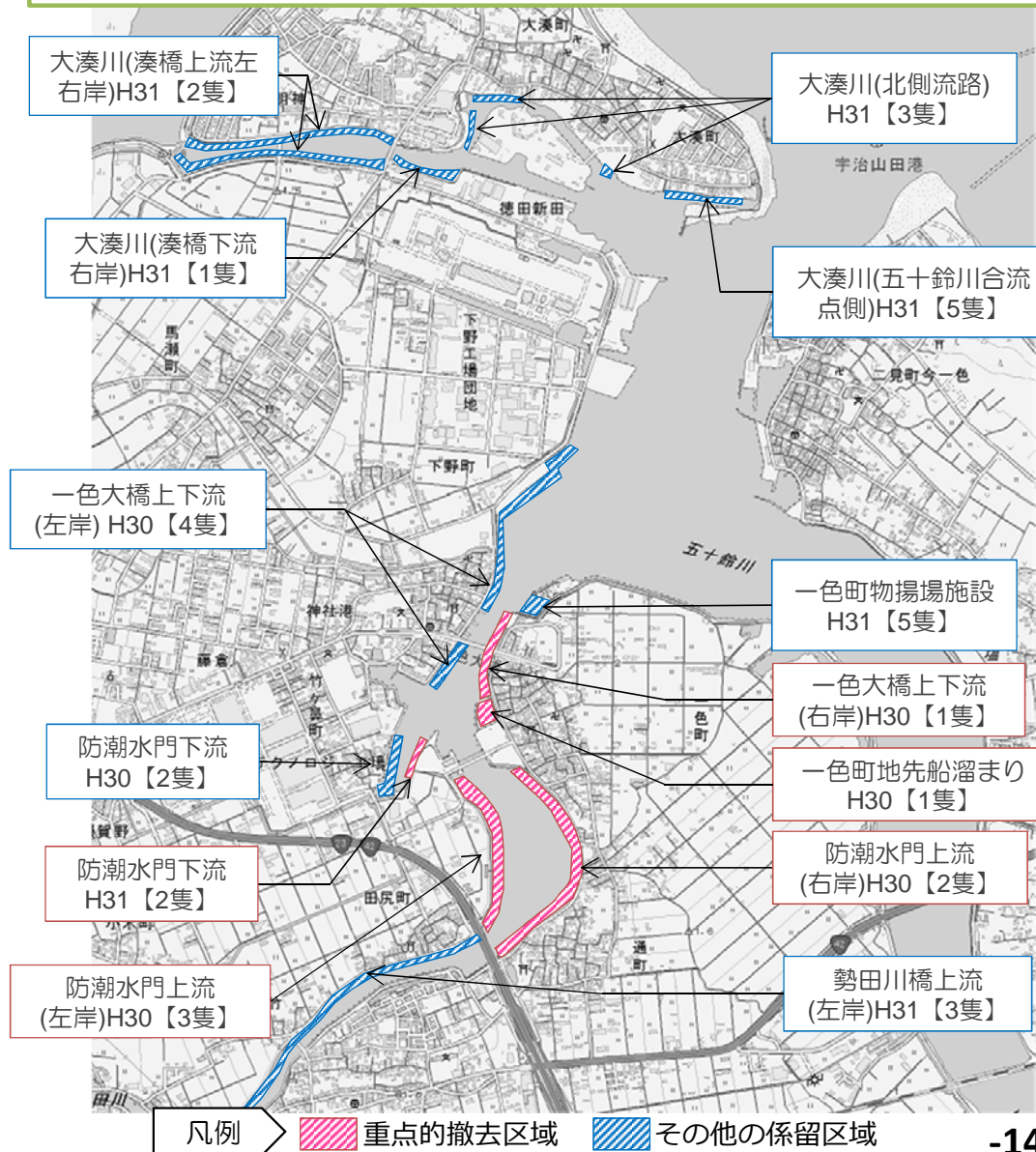
③撤去作業



④係留禁止の表示

▼所有者不明船の撤去計画（案）

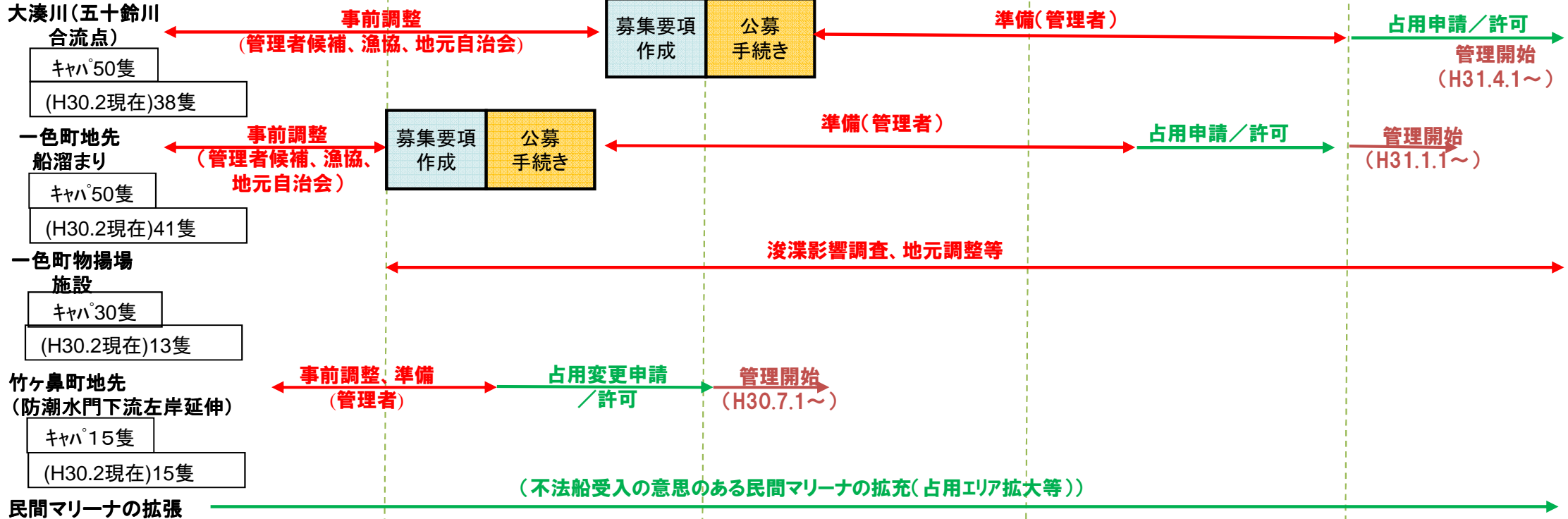
平成32年3月までに“不法係留船ゼロ”を目指し、2ヶ年で計画的に実施していきます。



協議・検討事項 | 今後の予定

H30.2 H30.3 H30.4 H30.5 H30.6 H30.7 H30.8 H30.9 H30.10 H30.11 H30.12 H31.1 H31.2 H31.3

I 係留場所の確保増



II 係留対象船の減

